

大仙市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

趣旨

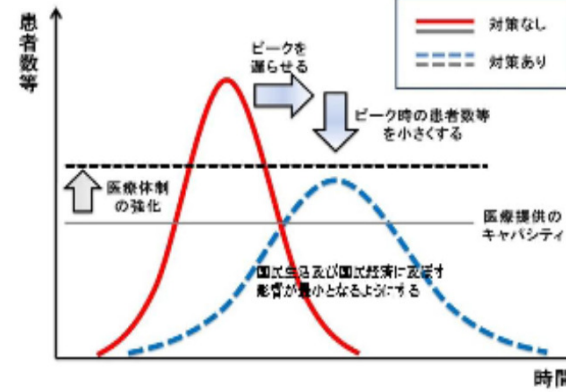
新型インフルエンザ等対策の基本方針を定めることにより、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守ることを目的として、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、大仙市行動計画を策定するものです。

策定のポイント

- ・ 新型インフルエンザ及び新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症を対策の対象に位置付けています。
- ・ 発生段階を「未発生期」～「小康期」に分類し、各段階ごとに具体的な対策を記載しています。
- ・ 国が「緊急事態宣言」を発令した際に、県の依頼に協力し、外出制限要請など各種措置の運用等について記載しています。

計画の目的

- ・ 感染の拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン接種のための時間を確保します。
- ・ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるように努めます。



計画の主な項目

1. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制、関係機関との連携
2. 市民への新型インフルエンザ等に関する情報提供
3. 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する事項
4. 医療体制、相談窓口等の整備
5. 市民生活及び市民経済の安定確保に関する事項

発生段階ごとの主な対策

		1. 実施体制	2. 情報提供・共有	3. 予防・まん延防止	4. 医療体制	5. 市民生活及び市民経済の安定確保
未発生期	新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えた準備、情報収集 ・ 市行動計画の見直しの検討 ・ 必要により連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの基本的知識、感染予防に関する情報提供 ・ 保健所、医師会等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策の周知 ・ 予防接種(特定接種・住民接種)体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談窓口の設置準備 ・ 感染症指定医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の構築に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への支援の検討 ・ 火葬能力等の把握 ・ 物資及び資材の備蓄等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外での発生状況の情報収集 ・ 国、県及び関係機関との連携 ・ 政府対策本部又は県対策本部が設置されたときは、対策部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外での発生状況、現在の対策等の情報提供 ・ 市民からの問い合わせに対応できる相談窓口の設置 ・ 情報提供の媒体と内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法に基づく患者の対応(入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の準備 ・ 国の指示による特定接種の実施、住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対して感染症対策の実施要請 ・ 要援護者支援対策の準備
国内発生早期	市内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「緊急事態宣言」が行われた場合は、市対策本部を設置 ・ 市行動計画で定めた発生段階に応じた対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のため、個人レベルでの予防対策の徹底 ・ 感染が疑われ、患者となった場合の対応(受診方法等)の周知 ・ 学校、保育施設等や職場での感染対策について情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業所等での感染対策等の強化 ・ 市民に対する予防接種の開始、予防接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談窓口における相談体制の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者支援対策の実施 ・ 事業所等での感染対策の強化 ・ サービス提供水準が低下することに対する許容の呼びかけ
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県等との連携を強化して、全庁体制で必要な措置や対策を実施 ・ 国、県の対処方針の変更に応じ、市の対処方針を変更 ・ 現状分析と第二波に備えた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内、市内の発生状況、対策等についての情報提供 ・ 市民からの問い合わせを集約し、国、県に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業所等への感染対策等の徹底 ・ 市民に対する予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ・ 医療機関の病床が不足した場合に、県が必要に応じて設置する臨時の医療施設の運営に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等での感染対策の強化 ・ サービス提供水準が低下することに対する許容の呼びかけ
国内感染期	市内発生早期 市内感染拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の発表により、流行が収まった旨を発表するとともに対策本部から対策部へ縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一波の終息と第二波発生に備える必要性について情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備えた予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の医療体制に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内感染期までに講じた措置の縮小・中止